

プロポーザル方式による
箕面市役所別館1階（旧・喫茶スペース）における
事業者公募要領

平成25年(2013年)4月1日

修正：平成25年（2013年）5月15日

箕面市 市民部 市民相談・管財担当

目 次

I. プロポーザルの内容について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
II. プロポーザル方式による事業者選定の主な手順・・・・・・・・	3 頁
III. プロポーザル方式による事業者選定実施要領・・・・・・・・	5 頁
IV. プロポーザルに関する事項等について・・・・・・・・	6 頁
V. プロポーザルにおける採点について・・・・・・・・	8 頁

関係書類（別添）

- ① 箕面市役所別館1階（旧・喫茶スペース）における事業者の公募について【仕様書】
- ② プロポーザル参加申込書
- ③ 誓約書

お問い合わせ先

箕面市 市民部 市民相談・管財担当
〒562-0003
箕面市西小路4丁目6番1号 別館1階14番窓口
（市民サービス政策課内）
電 話：072-724-6723
メー ル：soudankanzai@maple.city.minoh.lg.jp

I. プロポーザルの内容について

箕面市役所別館1階の旧・喫茶スペースを有効活用するため、当該物件を民間事業者へ貸付します。

当プロポーザルは、当該物件を貸付するにあたり、来庁者及び周辺往来者の利便性の向上に資する事業の提案を広く公募し、その内容を比較し、最も優秀な事業の提案をしていただいた事業者と契約を行うために実施するものです。

契約金額のほか、「集客性」「事業の継続性」などを評価の対象とします。

※ 詳細については、5ページ以降の実施要領の各項目をご参照ください。

II. プロポーザル方式による事業者選定の主な手順

プロポーザル公募要領等配布期間

平成25年5月15日（水）から6月19日（水）まで

◇配布場所：箕面市役所市民部市民相談・管財担当（別館1階14番窓口）

※市ホームページからもダウンロードできます。



◇現地説明会は、実施しません。

◇現地確認をご希望のかたには、個別にご案内しますので、電話にてご連絡ください。

プロポーザル参加申込み

平成25年6月12日（水）～19日（水）午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日を除く。

◇受付場所：箕面市役所市民部市民相談・管財担当（別館1階14番窓口）

◇応募書類 下記の書類をご提出ください。（持参のみ。郵送不可）

- ①プロポーザル参加申込書 1部
- ②全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1部
- ③印鑑（登録）証明書 1部
- ④誓約書 1部
- ⑤前年度の納税証明書 各1部
- ⑥応募事業の収支計画 16部
- ⑦直近の決算書もしくは事業計画書 16部
- ⑧企画提案書 A4サイズ 16部



一次選考：書類審査（選定委員会の実施）

平成25年6月28日（金）まで



- ◇企画提案書及び応募書類により、一次選考を行います。
- ◇審査の結果、上位数社を二次選考の対象とします。

一次選考結果通知

平成25年7月5日（金）



- ◇二次選考の対象か否かについて、応募者あて文書及び電話連絡にて通知します。

二次選考：プレゼンテーション（選定委員会の実施）

平成25年7月12日（金）午後（予定）



- ◇二次選考の詳しい日時、場所等は、一次選考結果通知の際に、対象者あてお知らせします。
- ◇説明時間は10分以内、質疑応答時間は10分以内、合計20分以内でお願いします。

二次選考結果通知

平成25年7月19日（金）



- ◇二次選考参加者あて結果を文書にて通知いたします。

契約締結日

平成26年8月1日（木）



契約内容履行（貸付の開始）

平成25年8月1日（木）から9月1日（日）の間

- 契約締結から1か月間の中で、契約者と協議のうえ貸付開始日を決定します。
- 貸付開始後は、準備期間（内装工事、什器入替等）であっても、賃借料は全額ご負担していただきます。

Ⅲ. プロポーザル方式による事業者選定実施要領

箕面市が行うプロポーザル方式による箕面市役所別館1階（旧・喫茶スペース）における事業者の選定に参加されるかたは、次の事項について予めご理解の上、ご参加ください。

1. 公募する事業内容及び事業者の選定について

別紙「箕面市役所別館1階（旧・喫茶スペース）における事業者の公募について【仕様書】」を参照ください。

2. 応募資格について

応募資格者は、本公募要領及び仕様書に示された内容に沿った事業を実施できる法人・個人とします。ただし、次のいずれかに該当すると認められる方は参加することは出来ません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 税を滞納している者
- (3) 応募書類提出時点において、箕面市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- (4) 業務を円滑に遂行するための安全かつ健全な財務能力を有しない者
- (5) その他市長が貸付するのに相応しくないと判断する者

3. その他

- (1) 当該物件の貸付の開始は、平成25年8月1日から1か月間の中で、市と契約者が協議の上、決定します。

貸付の開始日以降に、契約者は物件の開店、改修等が可能となります。

貸付料についても同日から発生します。

※貸付料は、毎月分前払いとします。当月分を前月末日までに納付してください。平成25年8月分については、平成25年8月14日までに納付してください。

※貸付開始日が平成25年8月の中途となる場合は、月額を日割り（小数点以下四捨五入）にて、納付していただきます。

※貸付料は、旧・喫茶スペースと来客用駐車場1台分を合算した額となります。

※仕様書3ページに記載している「7 月間貸付料」のうち『建物総合損害共済年間分担金』については、平成25年度分は月割り（小数点以下四捨五入）にて、平成26年度分以降は年額を当該年度の4月末日までに一括

にて納付していただきます。

- (2) 箕面市条例をはじめ各種法令を遵守してください。
- (3) 業務上知り得た情報等は第三者に漏らさないでください。
- (4) 本契約に関する情報については、情報公開の対象となります。

IV. プロポーザルに関する事項等について

1. プロポーザル参加申込みについて

(1) 受付期間及び時間

平成25年6月12日(水)～19日(水) 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日を除きます。

※郵送による申込みは受け付けできません。

(2) 受付場所

箕面市役所市民部市民相談・管財担当

(別館1階14番窓口 市民サービス政策課内)

(3) 応募書類

①プロポーザル参加申込書 1部

②全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1部 ※発行後3ヵ月以内

③印鑑(登録)証明書 1部 ※発行後3ヵ月以内

④誓約書 1部

⑤前年度の納税証明書 各1部

※下の表にある各税について、納税済みの証明書を提出してください。非課税の場合は非課税証明書を提出してください。

発行者	本店又は本社を所轄する税務署	本店又は本社を所轄する都道府県税事務所	市町村税務課
法人の場合	法人税 消費税	法人事業税	法人市民税
個人の場合	所得税 消費税	個人事業税	個人住民税

⑥応募事業の収支計画 各16部

⑦直近の決算書もしくは事業計画書 各16部

⑧企画提案書 A4サイズ16部(正本1部・副本15部)

※ページ数の制限はありません。

※月間貸付料、契約期間、事業内容、提案理由については、必ず記載してください。

※当該物件の改装の施工方法、仕上りの具合、外観等がわかる内容としてください。

※飲食業で出店を予定されている場合は、メニュー構成及び設定金額も記

載してください。

(4) 申込みにあたっての留意事項

- ・ 応募のための要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、選考結果に関わらず返還しません。
- ・ 現地説明会は、実施しません。現地確認をご希望のかたには、個別にご案内しますので、電話にてご連絡ください。
- ・ 他の申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、お答えできません。

2. 出店候補者の選定について

(1) 一次選考（書類審査）について

- ①平成25年6月28日(金)までに選定委員会において書類審査を行います。
- ②提案書に基づき審査を行い、一定水準を満たした上位数社を、二次選考の対象として選定します。
- ③一次選考の結果は、応募者あて文書及び電話連絡にて通知いたします。同時に二次選考対象者には、二次選考の詳しい日時、場所等についてお知らせします。

(2) 二次選考（プレゼンテーション）について

①実施日時・場所（予定）

日 時：平成25年7月12日（水）午後

※プレゼンテーション開始時間の5分前までにお越しください。

※審査会は非公開です。

場 所：箕面市役所内

②プレゼンテーションの内容

説明時間：説明10分以内、質疑応答10分以内、合計20分以内とします。

説 明 員：2名まででお願いします。

資 料 等：事前に提出された提案書を用いて説明してください。

※審査会に欠席または、遅刻された場合は棄権とみなします。

③持参するもの

- ・ 二次選考参加者証
- ・ 提案書以外に追加資料等を配布する場合は16部ご用意ください。

※プロジェクター及びノートパソコン（OS：Windows7）は市で準備します。その他必要な機材は提案者で準備してください。

(3) 審査の中止または延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、または審査の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、審査を中止または延期することがあります。

(4) 契約者について

- ・ 契約者は、選定において最高の評価を得た者であって、応募資格を満たした者とします。
- ・ 申込者が1事業者であっても審査し、契約者としての適否を判断します。
- ・ 第1位順位者が契約を締結しないときは、次点者と契約の交渉を行います。

(5) 結果の公表

結果については、文書で通知するとともに、箕面市のホームページ上で公表いたします。

3. 契約について

- (1) 契約締結日は、平成25年8月1日（木）となります。
- (2) 契約はプロポーザル参加申込書に記載された名義で締結します。
- (3) 契約内容の履行開始日（物件の貸付開始日）については、契約日から1か月間を限度に、契約者と協議のうえ決定します。
ただし、履行開始（貸付開始）後は、準備期間（内装工事、什器入替等）であっても、賃借料は全額ご負担いただきます。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙の費用は、契約者の負担となります。
- (4) 契約者を義務者として課される公租公課は、契約者の負担となります。

4. その他

- (1) プロポーザルに参加されるかたは、本公募要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 各種法令が変更された場合においても、契約金額の変更等を行いません。
- (3) 応募内容について、隣接する市民会館（グリーンホール）との連携を考慮するにあたっては、指定管理者である「箕面市文化振興事業団」にお気軽にご相談ください。
- (4) 市役所敷地内への広報、宣伝のための掲示物等の提案は差し支えありませんが、市役所及び市民会館の運営に影響のないものとしてください。

V. プロポーザルにおける採点について

プロポーザルにおいて、第1位提案者を決定するにあたり審査する分野は、

- ・ 提案金額（貸付料、金額の妥当性 等）
 - ・ 事業内容（集客性、利便性、事業の継続性、外観、安全衛生面 等）
 - ・ 事業者（経営安定性、類似事業の実績、広報、宣伝の工夫 等）
- の3分野とし、それぞれ等分に配点し、総合評価にて決定します。

以上